

# 公害紛争処理等の概況

(令和2年度公害紛争処理連絡協議会資料)

令和2年10月

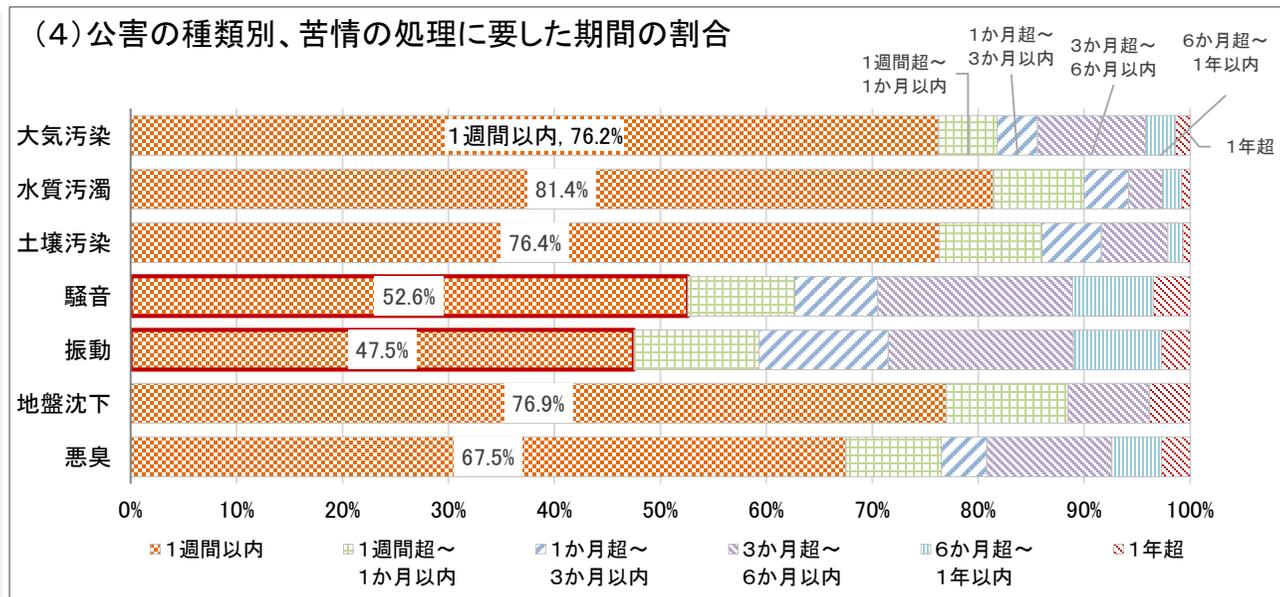
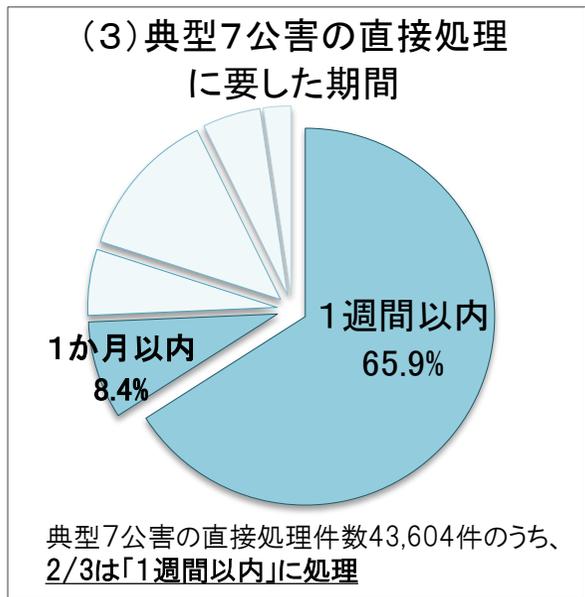
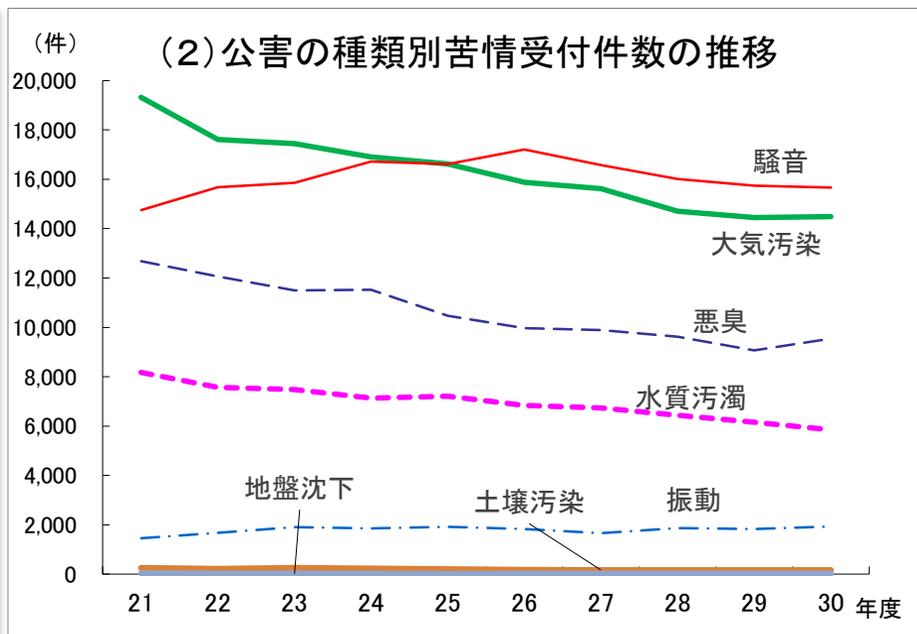
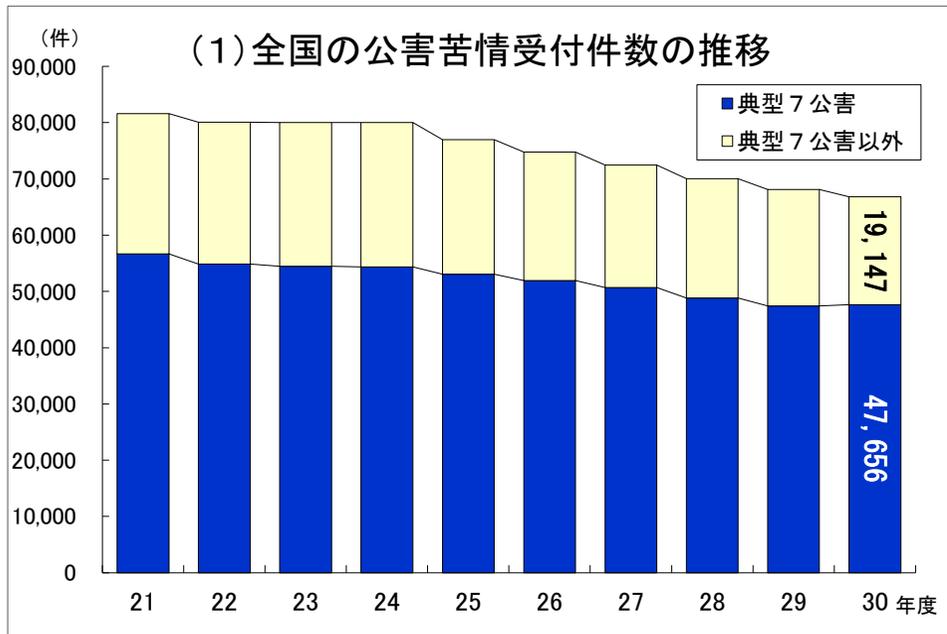
総務省公害等調整委員会

# 本日の報告内容

- 1 公害苦情処理の状況
- 2 公害紛争処理事件の状況
- 3 公害等調整委員会の取組の紹介

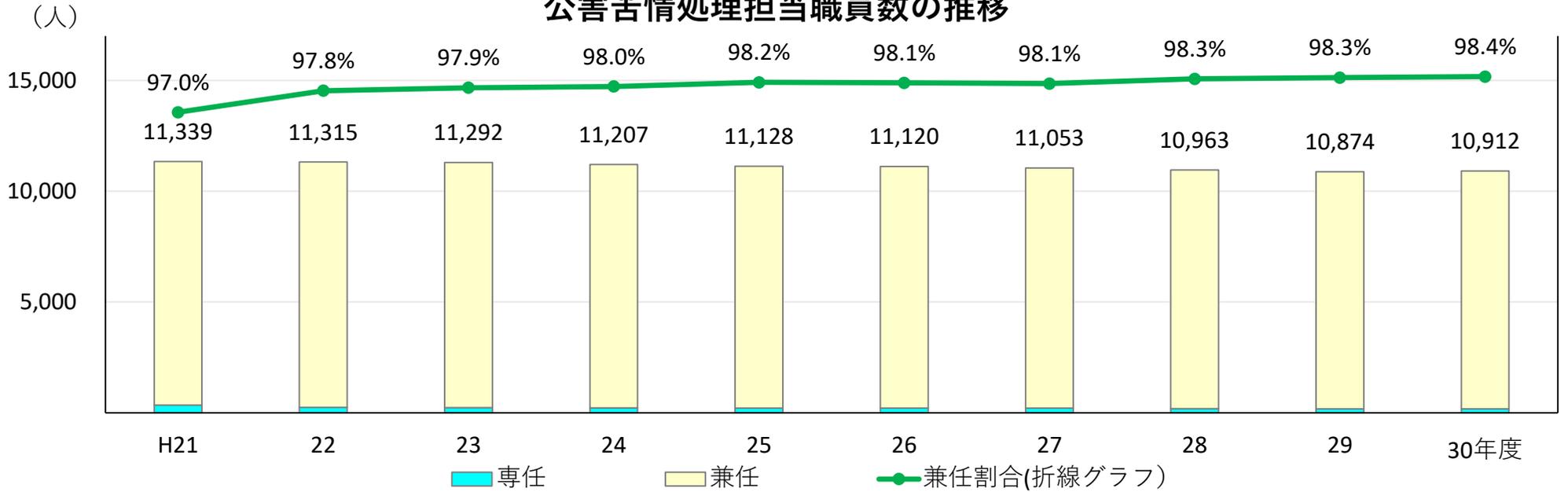
# I 公害苦情処理の状況

# 1. 平成30年度公害苦情の概況

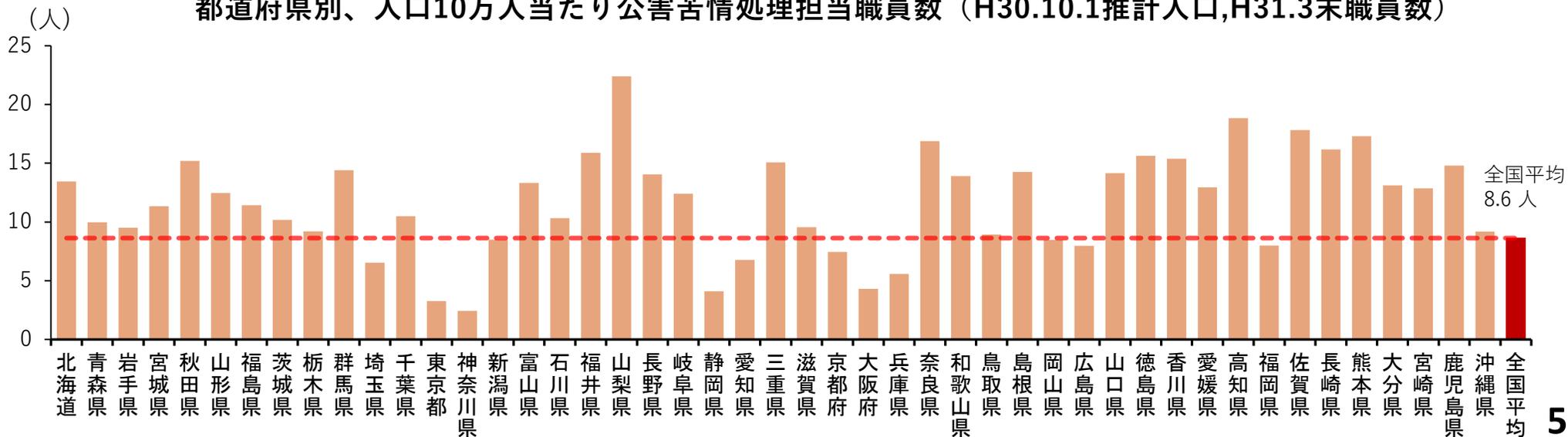


# 2.公害苦情処理担当職員数の状況

## 公害苦情処理担当職員数の推移

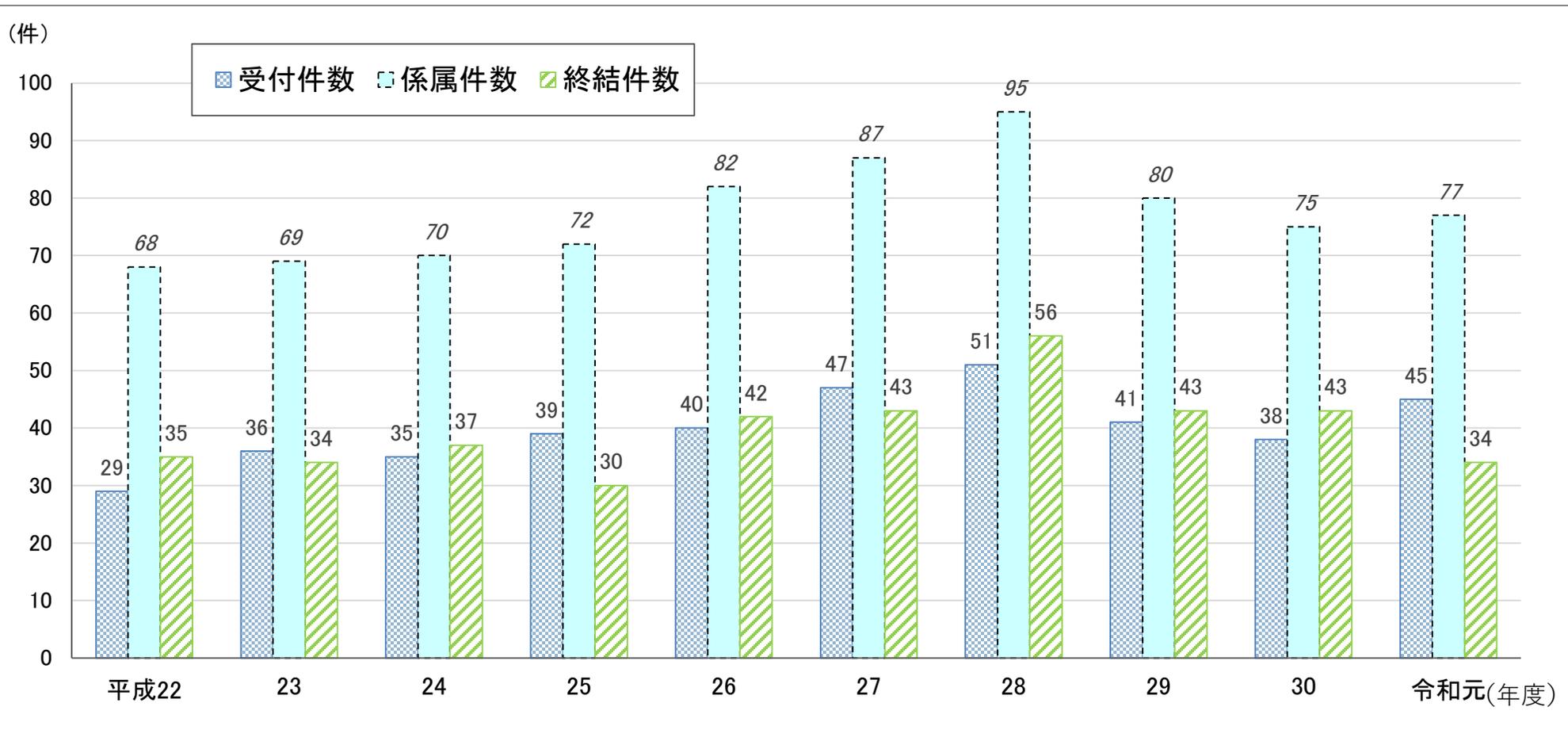


## 都道府県別、人口10万人当たり公害苦情処理担当職員数（H30.10.1推計人口,H31.3末職員数）



# Ⅱ 公害紛争処理事件の 状況

# 1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件

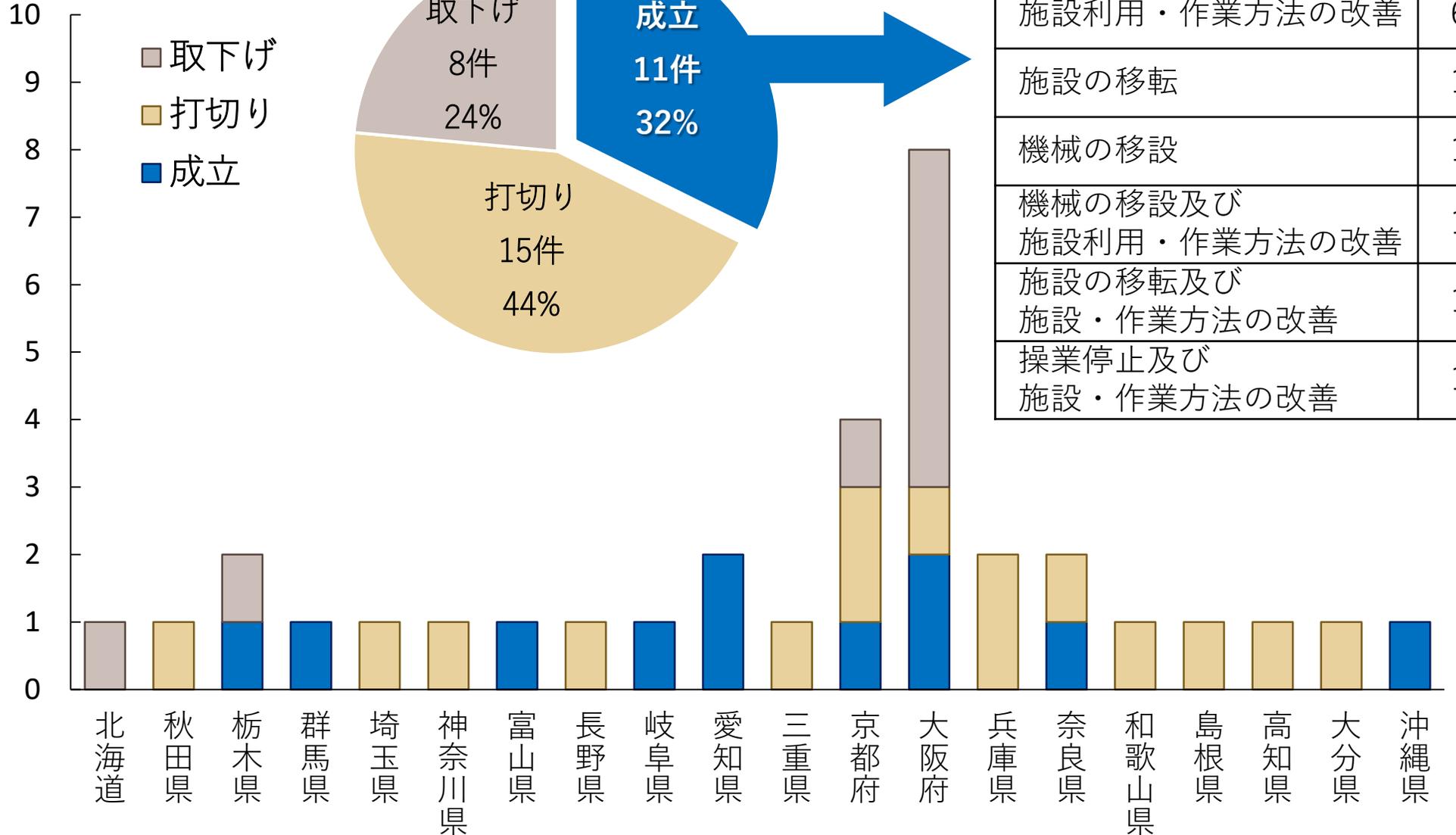


10年間の受付及び終結件数

受付件数					終結件数				
合計	あっせん	調停	仲裁	義務履行	合計	成立	打切り	取下げ	その他
401	1	400	0	0	397	121	225	45	6

# 2. 令和元年度 都道府県別事件終結状況

(件)

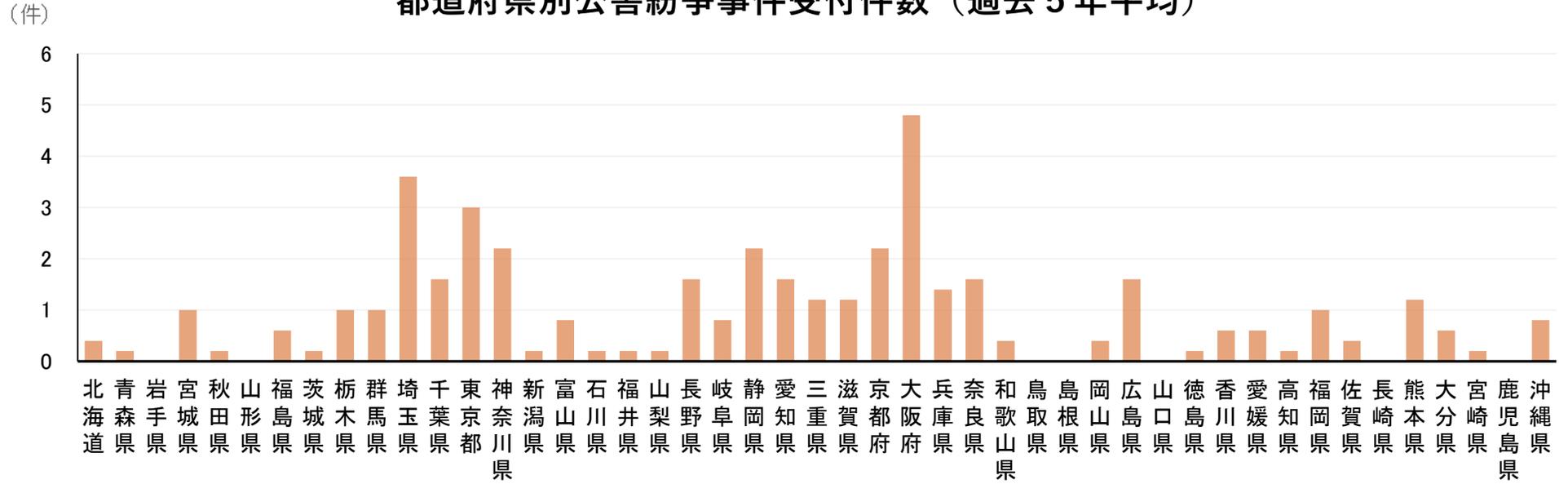


【調停合意事項の内訳】

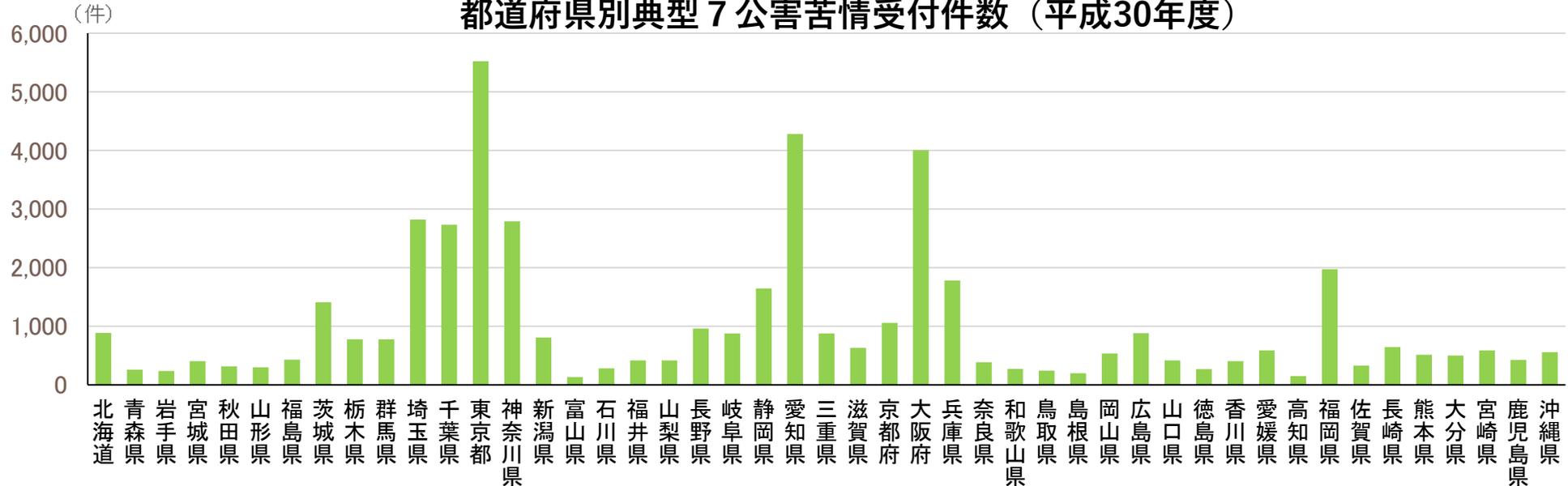
施設利用・作業方法の改善	6件
施設の移転	1件
機械の移設	1件
機械の移設及び 施設利用・作業方法の改善	1件
施設の移転及び 施設・作業方法の改善	1件
操業停止及び 施設・作業方法の改善	1件

# 3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

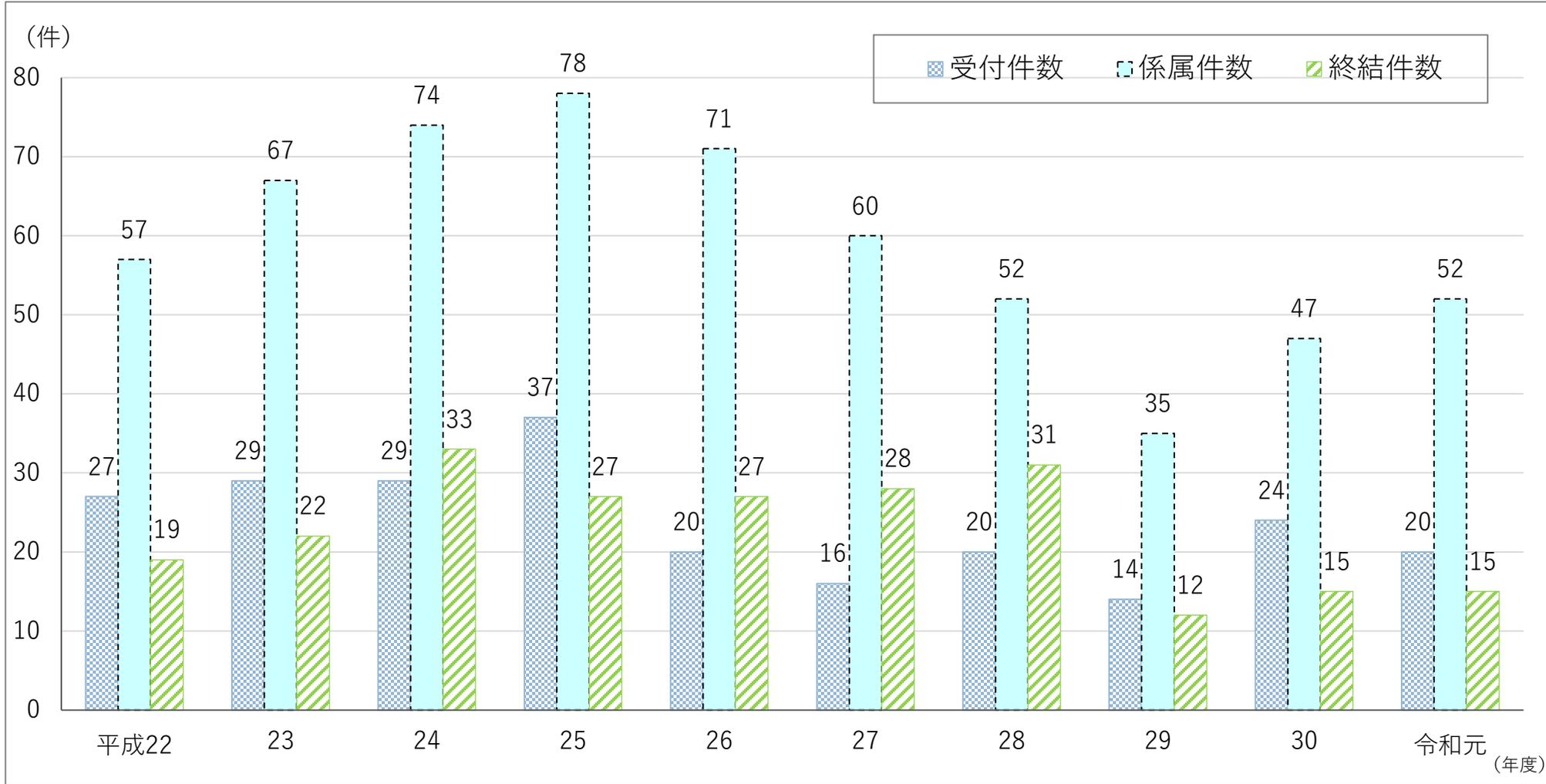
## 都道府県別公害紛争事件受付件数（過去5年平均）



## 都道府県別典型7公害苦情受付件数（平成30年度）



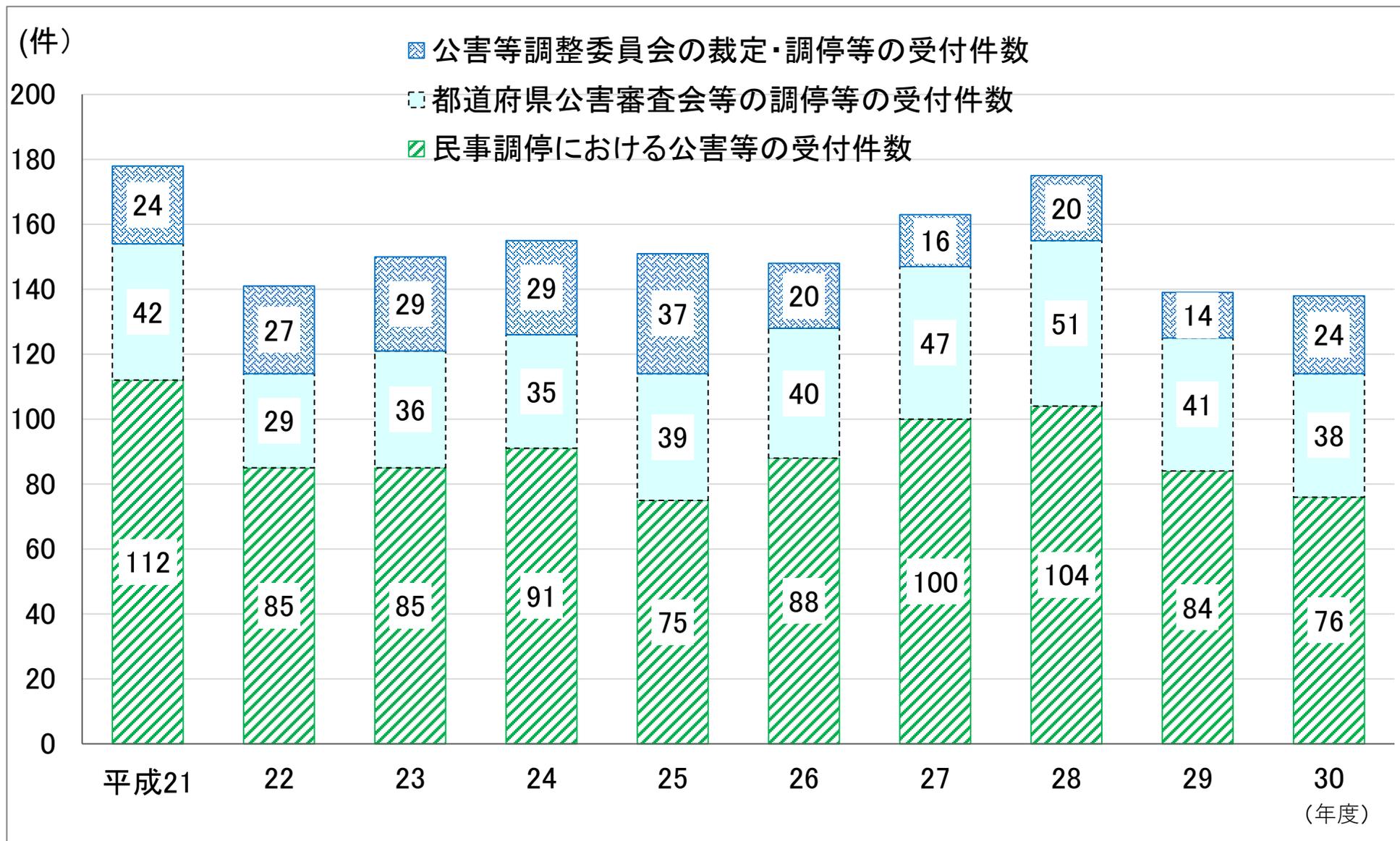
# 4. 公調委における公害紛争処理事件



10年間の受付及び終結件数

計			調停			裁定			義務履行		
受付	終結	係属	受付	終結	係属	受付	終結	係属	受付	終結	係属
236	229	266	29	29	31	205	198	233	2	2	2

# 5. 公害紛争ADRの受付件数



(出典) 公調委及び都道府県公害審査会等の受付件数：公害等調整委員会調べ  
 民事調停における公害等の受付件数：司法統計年報

# Ⅲ 公害等調整委員会の 取組の紹介

# 1. コロナの影響下における課題の取組

## 1 事件手続の円滑な進行

事件手続の継続、期日における感染防止対策の実施

## 2 公害紛争処理制度の周知・広報

公害でお困りの方へ必要な情報を提供

## 3 公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援

誌上セミナー、ウェブセミナー等の開催

# 2. 事件手続の円滑な進行

## 公調委における対応例

### 1. 期日の出席者数の抑制

- ✓ 申請人及び被申請人の出席人数を可能な限り抑制するよう要請
- ✓ 必要に応じて大型の会議室で座席間隔を確保（最低1mを確保）

### 2. 期日を開催する場所（控室を含む）

- ✓ 窓がある場合は、常時開放するか、1時間に2～3回程度開放
- ✓ 出入口を常時開放（当事者に換気について事前同意を得る）  
※出入口付近に職員を配置し、非公開の原則に反することのないよう留意
- ✓ ドアノブ、テーブル・椅子等を使用前後に拭き取り清掃

### 3. 期日に出席する者の対応

- ✓ マスク着用の要請
- ✓ 発熱等がある場合は、期日に出席しないよう強く要請
- ✓ 出入口に消毒液を用意し、手指を消毒

### 4. 期日の座席配置

- ✓ 出席者の間に一定の距離を保つよう座席を配置
- ✓ 必要に応じてアクリル板を設置

### 5. その他

- ✓ 期日前の当事者ヒアリング等において電話会議・ウェブ会議を活用



# 3. 公害紛争処理制度の周知・広報①

公害でお困りの方が、必要な情報を必要なときに得られるように

## ① リーフレットの更新

- イラストを中心に全面リニューアル
- 公調委HP掲載のデータは転載可
- 今秋を目途に全自治体へ送付予定



## ② 政府広報（動画コンテンツ作成）



政府インターネットテレビ (R2.7.10公開) 『身近な騒音や悪臭などに困ったら、気軽に市区町村等の相談窓口へ』



政府広報テレビ番組 (R2.3.7放送) 『暮らしの中の「公害」を解決! ~公害苦情相談窓口~』

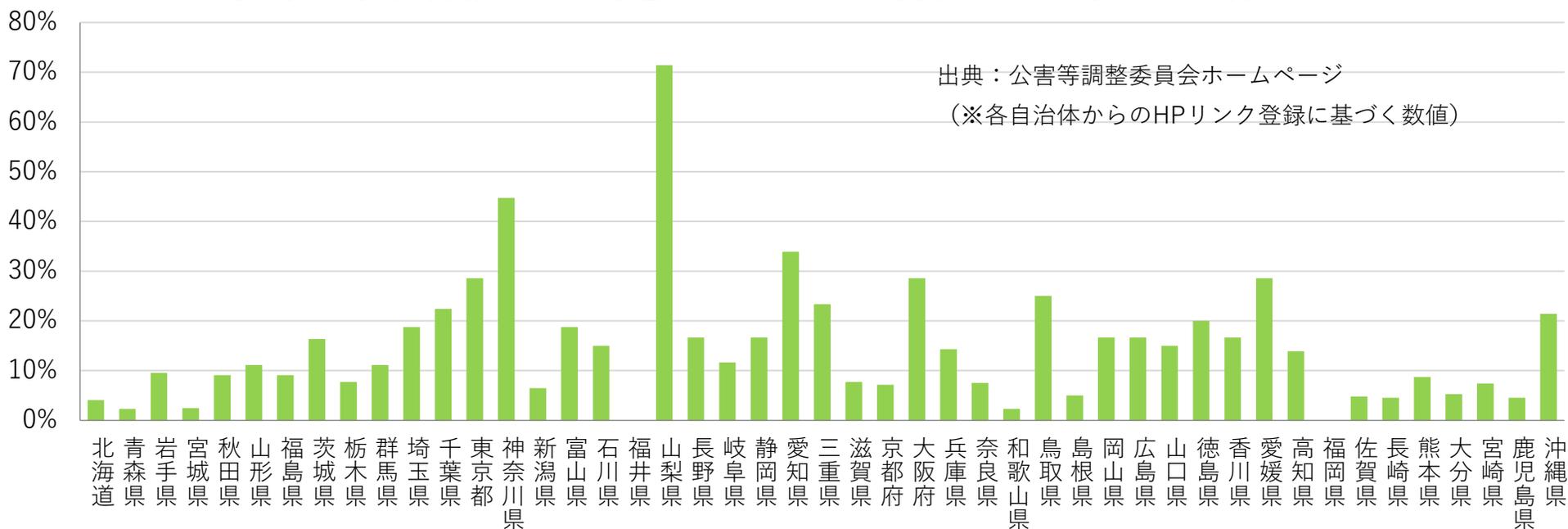


# 3. 公害紛争処理制度の周知・広報②

## ③ HPの見直し

- 政府広報にあわせて、全都道府県・市町村の公害苦情相談窓口を公調委HPに掲載
- 公害でお困りの方に向けた情報を体系的に整理  
※公調委HPの随時見直しを実施

【参考】公害苦情相談窓口等をホームページに掲載している管内自治体の割合



# 4. 自治体担当職員の育成支援

公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援

## ① アドバイザーによる支援

- ✓ 都道府県主催研修会へのアドバイザー派遣

## ② 機関誌「ちょうせい」の活用

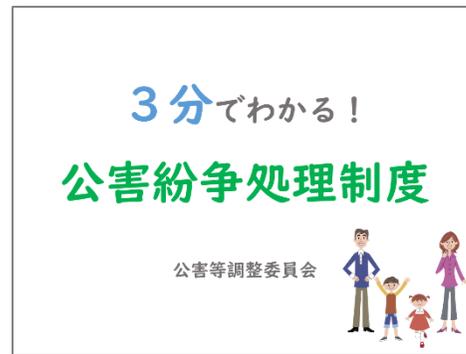
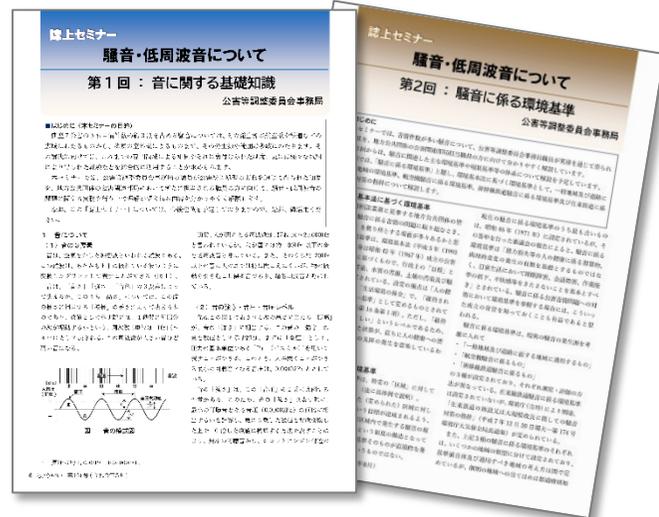
- ✓ 誌上セミナー「騒音・低周波音について」の連載
- ✓ 環境・公害関連の最新政策の紹介

## ③ 公害等調整委員会HPの拡充

- ✓ 「地方公共団体の皆様へ」のページの拡充
- ✓ 「3分でわかる公害紛争処理制度」の掲載

## ④ ウェブセミナー・会議の開催

- ✓ アドバイザーや有識者による講演をウェブセミナーで実施（企画検討）
- ✓ 公害紛争事例紹介、各種勉強会をウェブ会議で実施（企画検討）



# 5. 行政手続における押印の見直しの検討

## ○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）抄

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。

## ○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抄

### 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（注）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

# 6. 公害紛争処理法等の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省関連分:公害紛争処理法の一部改正)

## 現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うための 地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができるとされている(公害審査会の委員の任期は3年)。

また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。

- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があった。



## 改正内容

- 地方公共団体からの地方分権提案及び公害審査会 委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、

①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、」

公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。

- 上記改正により、公害審査会を置かない都道府県においては、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。

- 施行日：令和2年6月10日

## <第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式(地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年度から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った。

# 公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

(下線は改正部分)

## 改正前

### ○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

## 改正後

### ○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

## 改正前

### ○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日

[新設]

## 改正後

### ○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日
- 四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日